

広報コーナー 第26号

<「金融再生プログラム」について>

金融庁は、主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生のために、民間の有識者や金融庁の幹部をメンバーとして設置した「金融分野緊急対応戦略プロジェクトチーム」の議論等を踏まえ、不良債権処理の加速のための施策を「金融再生プログラム」として取りまとめ、10月30日に公表しました。

本プログラムは、日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復するためには、まず主要行の不良債権問題を解決することが必要との問題意識の下、平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させるとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指して、主要行の資産査定の厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点について、行政の取組みを強化する方針を示しています。

また、不良債権処理の加速に当たり、雇用対策、中小企業対策等のセーフティネットに万全を期すため、あわせて、「改革加速のための総合対応策」が、政府において、取りまとめられました。本総合対応策においては、不良債権問題を終結させる平成16年度末までの間、安心して国民が暮らし、企業が事業に専念できるよう、産業再生機構(仮称)を創設することなどにより企業・産業の再生を強力に推進していくこと、雇用のセーフティネットを強化して不良債権処理に伴う離職者に対応した雇用確保・創出に努めること、貸し渋りなどによる信用収縮の問題が生じないように信用保証や政府系金融機関を活用して中小企業等に対して十分な信用供与に努めることなどが盛り込まれています。

今後、金融再生プログラムを速やかに実行に移せるよう、11月中を目途に工程表を作成し、公表する予定です。

なお、中小・地域金融機関の不良債権処理につい

ては、「リレーションシップバンキング」のあり方を多面的な尺度から幅広く検討し、年度内を目途にアクションプログラムを策定することとしています。

(参考)

「金融分野緊急対応戦略プロジェクトチーム」
メンバー

(座長)香西 泰 日本経済研究センター会長
奥山 章雄 日本公認会計士協会会長
木村 剛 KF代表
中原 伸之 前日本銀行政策委員会審議委員
(財)アメリカ研究振興会理事長
吉田 和男 京都大学大学院経済学研究科教授

金融担当大臣、副大臣

金融庁長官、総務企画局長、検査局長、
監督局長

「金融分野緊急対応戦略プロジェクトチーム」
の開催状況

第1回 10月 3日(木)
第2回 10月 7日(月)
第3回 10月10日(木)
第4回 10月11日(金)
第5回 10月15日(火)
第6回 10月18日(金)
第7回 10月21日(月)
第8回 10月24日(木)
第9回 11月 5日(火)

[「金融再生プログラム」本文](#)
[「金融再生プログラム」図解](#)

<「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の開設について>

金融庁としては、中小企業等への金融の円滑化を図ることは重要な課題であると考えており、中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を金融機関に繰り返し要請するなど、積極的に取り組んできております。

しかしながら、中小企業等への金融の円滑化を求める声が引き続き強いこと、また、金融機関の利用者への説明不足などの例も見受けられることから、中小企業など借り手の声を幅広く聞くため、10月25日、「貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の電子メール・ファックスによる受付制度」(通称「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」)を開設しました。

受け付けた情報については、検査・監督の実施にあたり重要な情報として活用させていただきます。

また、全国の財務局等においても11月1日から情報を受け付けております。

金融庁への情報は次のアドレス・番号で受け付けております。

【電子メール】 joho@fsa.go.jp

【FAX】 03-3506-6699

[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」コーナー](#)

<「主要行における自己査定と検査結果との格差」について>

去る11月8日、金融再生プログラムを受けて、これまで実施された金融庁(金融監督庁)検査をもとに、主要行の自己査定と検査結果の格差について集計ベースで公表を行いました。

金融庁(金融監督庁)は、平成12年以降、金融検査マニュアルに基づく検査を実施してきており、主要行に対しては、現在、2巡目の検査を行っています。今回公表したのは、1巡目検査(主要行全15行)と2巡目のうち実施済みのもの(主要行12行中5行)について集計した数値です。

公表に当たっては、貸出金分類額(貸出金のうち回収に懸念のあるものの合計額)と償却・引当額(対象決算期の直接償却額と貸倒引当金の合計額)のそれぞれについて、自己査定の数値が検査の結果どの程度増えたかを増加率として集計ベースで示しました。具体的には、貸出金分類額の増加率は、1巡目35.9%、2巡目14.5%、償却・引当額の増加率は、

1巡目47.1%、2巡目23.7%となっています。

なお、現在の金融検査は、銀行の自己責任に基づく自己査定が前提となっており、基本的に過去の決算期(又は中間決算期)の自己査定について事後的に検証するものです。1巡目検査は、12年3月期から13年9月期にわたる4決算期のいずれかを、2巡目検査の既実施分は、13年9月期又は14年3月期を対象としています。公表された格差は、検査対象となった過去の決算期における銀行の自己査定と、銀行との議論を経て最終的に決着した検査結果との比較です。

主要行のこうした格差については、今後定期的に公表することとしています。

[「主要行における自己査定と検査結果との格差について」](#)



<主な出来事> (1 0 月)

- 1 日 (火) ・ 新旧大臣引継式
- 2 日 (水) ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について (追加要請その10)」の発出
- ・ 副大臣就任 (伊藤達也副大臣)
- 3 日 (木) ・ 「金融分野緊急対応戦略プロジェクトチーム」発足
- ・ 新旧副大臣引継式
- 4 日 (金) ・ 第 22 回企業会計審議会第一部会開催
- 7 日 (月) ・ 公認会計士第 2 次試験合格者発表
- ・ 「大臣談話 ペイオフ問題について 」の発出
- 9 日 (水) ・ 第 6 回金融審議会金融分科会第一部会開催
- ・ 全国財務局長会議開催
- 10 日 (木) ・ ㈱三井住友銀行に対する信託兼営認可
- ・ 株式会社福岡シティ銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定
- 11 日 (金) ・ 第 16 回金融トラブル連絡調整協議会開催
- 15 日 (火) ・ 「証券市場の改革促進プログラム」に対するパブリック・コメント結果の公表
- ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について (追加要請その11)」の発出
- ・ 監査法人及び公認会計士の懲戒処分
- ・ 「地域銀行における中小企業取引に関する取組状況 (財務局長会議における報告・討議要旨)」の公表
- 16 日 (水) ・ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令案」に対するパブリック・コメント結果の公表
- 18 日 (金) ・ ㈱UFJホールディングス及び㈱あさひ銀行に対する行政処分
- ・ 第 33 回企業会計審議会第二部会開催
- 22 日 (火) ・ 「F A T F による非協力国・地域リスト等」の公表
- 24 日 (木) ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について (追加要請その12)」の発出
- 25 日 (金) ・ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」開設
- 28 日 (月) ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について (追加要請その13)」の発出
- ・ 「投資信託及び投資法人に関する法律施行令等の改正案」の公表 (パブリック・コメント)
- ・ 「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (仮称) (案)」の公表 (パブリック・コメント)
- ・ 「短期社債等の振替に関する法律施行規則等の一部を改正する命令等 (案)」の公表 (パブリック・コメント)
- 29 日 (火) ・ 第 17 回金融トラブル連絡調整協議会の開催について
- 30 日 (水) ・ 「金融再生プログラム 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 」の公表
- 31 日 (木) ・ 「社債等登録法施行令の一部を改正する政令 (案) 及び社債等登録法施行規則の一部を改正する命令 (案)」の公表 (パブリック・コメント)

